

# Ⅷ. 緩和ケアに関する学会などについての情報

## 4. 日本緩和医療薬学会

鈴木 勉<sup>\*1</sup> 加賀谷 肇<sup>\*2</sup>

(<sup>\*1</sup> 星薬科大学 薬品毒性学教室 <sup>\*2</sup> 済生会横浜市南部病院 薬剤部)

### はじめに

2006年6月に公布され、2007年4月に施行された「がん対策基本法」の第16条には、がん患者の療養生活の質の維持向上のために、疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすることや、居宅においてがん医療を提供するための、地域での連携協力体制を確保することが明記されている。このような状況下、がんの痛みや症状管理に貢献できる薬剤師を育て、緩和医療に対して薬剤師も積極的に関わろうと、2007年3月24日に日本緩和医療薬学会 (Japanese Society for Pharmaceutical Palliative Care and Sciences; JPPS) が設立された。

### 日本緩和医療薬学会の概要

設立当初、1,400名程度であった会員数は、2011年11月現在3,398名にまで増加している(図1)。会員数は年々増加傾向にあるものの、都道府県別会員数のばらつきは大きい(図2)。また、会員の構成は、病院薬局薬剤師70%、保険薬局薬剤師16%、薬学研究者6%、その他4%、また支援会員として緩和医療領域で実践されている医師(3%)や看護師(1%)にも加入して活動している(図3)。

本学会設立の目的は、日本においてますます高まる緩和医療の重要性を鑑み、保険薬局薬剤師、病院薬剤師、薬学研究者の連携強化を図り、緩和医療における薬物療法の推進と充実、さらに大学での教育研究と企業での開発・学術研究の進歩発展である。おもな活動内容を表1に示した。これまで、年1回の学術大会の開催、学会誌の定期刊

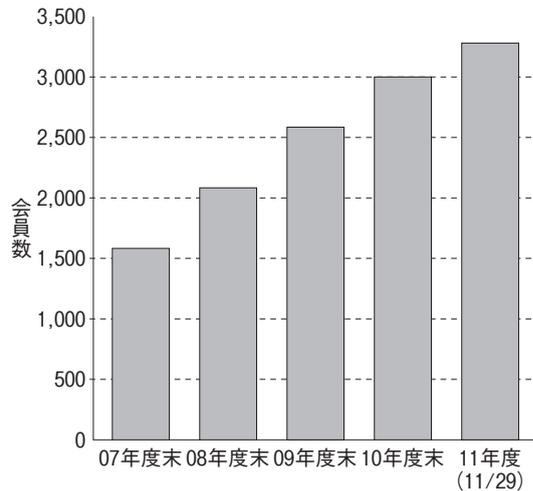
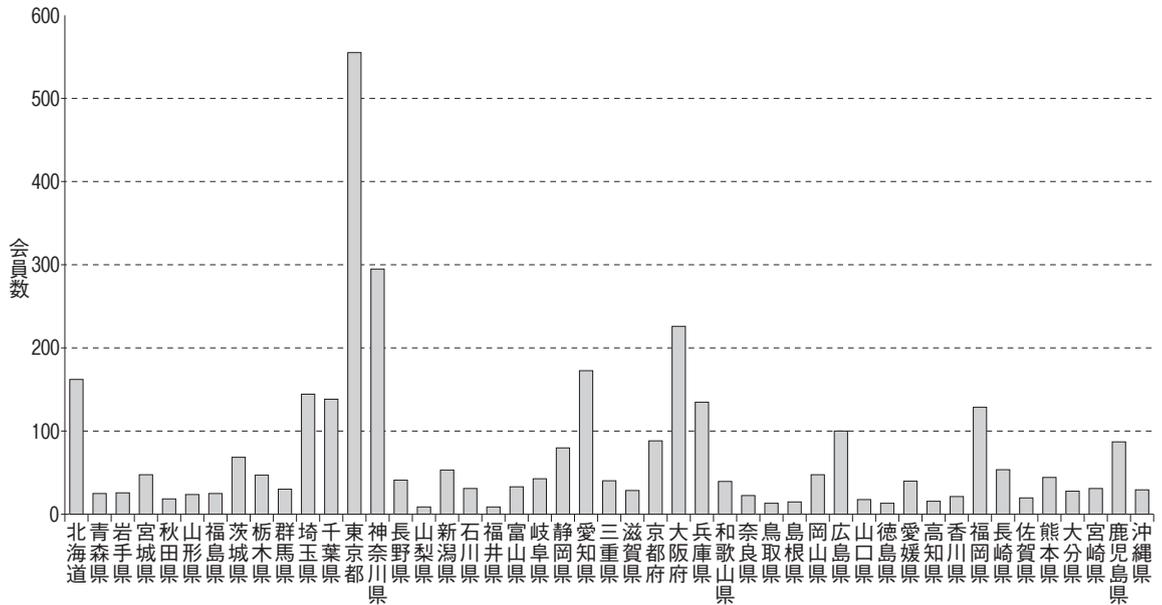


図1 日本緩和医療薬学会会員数の推移

行(年4回刊行)、教育セミナーの開催、eラーニングシステムの構築、オレンジバルーン・プロジェクトとの共催による市民公開講座を開催するなどのほか、緩和薬物療法認定薬剤師の認定試験制度を確立し、緩和薬物療法認定薬剤師を輩出している。

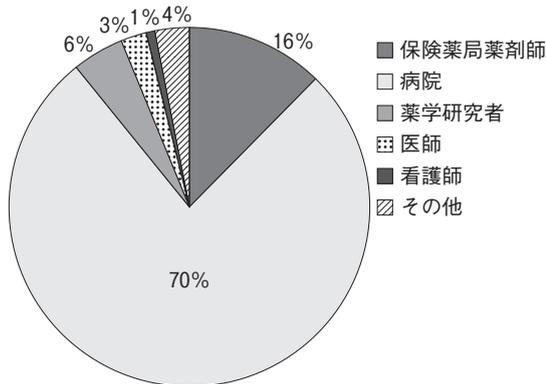
### 緩和薬物療法認定薬剤師認定制度について

本学会では、緩和薬物療法に関する知識と技術の向上、ならびにがん医療の均てん化に対応できる人材の育成を目指して、緩和薬物療法認定薬剤師認定制度委員会を設置し、緩和薬物療法認定薬剤師の認定事業を進めてきた。認定申請資格(表2)を満たし、緩和ケア薬剤管理指導報告書(病院勤務薬剤師は30症例以上、保険薬局勤務薬剤師は15症例以上の提示が必要)などの書類選考を通過し、緩和薬物療法認定試験に合格した薬剤



2011年11月現在, 会員数 3,398名

図2 日本緩和医療学会の都道府県別会員数



2011年11月現在, 会員数 3,398名

図3 日本緩和医療学会会員の職種割合

表1 日本緩和医療薬学会のおもな活動内容

1. 緩和医療の薬物療法に関する学術集会, 講演会などの開催
2. 緩和医療の普及に関するセミナーや講座, 研究会などの開催
3. 緩和医療に関する調査・研究事業
4. 機関誌その他刊行物の発行
5. 緩和医療に関する市民公開講座などの広報活動および情報提供
6. 緩和医療領域に専門性を有する薬剤師の養成事業, およびその専門性に関する認定など
7. 緩和医療の普及を目的とする国内外の関係団体との連携に関する事業, および連携構築などに関わる調整
8. その他

師を「緩和薬物療法認定薬剤師」として認定している。第1回緩和薬物療法認定薬剤師の認定合格者は71名, 第2回は84名で, これまで合計155名の認定薬剤師を輩出してきた。認定更新は5年ごとに行われ, そのためには継続した単位取得や学会年会への参加などの研鑽を要する。

緩和医療の現場で薬剤師は, 日本緩和医療学会が緩和ケアチーム活動の手引きに示している「緩和ケアチームにおける薬剤師の役割」を果たすための幅広い知識の習得が必要であるのはもちろ

ん, それ以外にも患者およびその家族や緩和ケアチームにおける他職種との十分な意見交換を可能とするコミュニケーションスキル, 居宅療養患者へのチームアプローチを含めた薬物療法を支援するための知識や技能なども必要とされている。

本学会では, より専門性の高い薬剤師を育成していくために緩和薬物療法認定薬剤師を養成し, 認定薬剤師として認定されてからある規準以上の症例経験や一定の経験年数を経て, 将来的には緩和薬物療法専門薬剤師を養成することを目指し,

表 2 緩和薬物療法認定薬剤師認定申請資格

i. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること
ii. 申請時において、薬剤師としての実務歴を5年以上有する日本緩和医療薬学会会員であり、加えて日本薬学会、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本緩和医療学会、日本医療薬学会、日本薬理学会、日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会のいずれかの会員であること。
iii. 申請時において、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、あるいは日本医療薬学会認定薬剤師のいずれかであること。
iv. 申請時において、引き続いて3年以上緩和ケアチームまたは緩和ケア病棟を有している病院、診療所等のいずれかの施設において緩和ケアに従事している薬剤師であること（所属長の証明が必要）、あるいは申請時において、引き続いて3年以上麻薬小売業者免許を取得し、かつ、がん診療を行っている在宅療養支援診療所等の医療機関と連携する保険薬局及び同保険薬局と同一経営の保険薬局に勤務し、緩和ケアに従事していること（依頼する医師および薬局開設者の証明が必要）。
v. 認定対象となる講習（日本緩和医療薬学会、日本緩和医療学会が主催する教育セミナー、日本緩和医療薬学会のeラーニング、厚生労働省、麻薬・覚せい剤乱用防止センター／日本薬剤師研修センター主催「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会」、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会あるいは都道府県薬剤師会、都道府県病院薬剤師会が実施する緩和ケア領域の講習会等）を所定の単位以上履修していること。
vi. 薬剤師として実務に従事している期間中に、日本緩和医療薬学会、日本緩和医療学会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本薬理学会、日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会の各年会、日本薬剤師会学術大会、などの全国レベルの学会（国際学会を含む）において緩和ケア領域に関する学会発表を2回以上（少なくとも1回は発表者）行っていること。
vii. 病院等に勤務する薬剤師は緩和ケア領域薬剤管理指導の実績について本学会所定の様式に従い30症例以上提示できること。保険薬局に勤務する薬剤師は緩和ケア領域服薬指導等の実績について本学会所定の様式に従い15症例以上提示できること。
viii. 所属長（病院長あるいは施設長等）または保険薬局においては開設者の推薦があること。
ix. 上記i～viiiのすべてを満たした者は日本緩和医療薬学会が行う緩和薬物療法認定薬剤師認定試験を受験できる。
x. 認定試験に合格した者は認定の申請を行うことができる。

専門性向上を図るための認定制度の更なる充実に向けた教育プログラムの構築などを検討している。

## 日本緩和医療薬学雑誌

本学会では2008年5月から年に4回学会誌を定期刊行しており、2011年10月までに計14冊、総説15報、原著論文33報、短報11報を刊行してきた。これらの論文の中には病院薬剤師、保険薬局薬剤師、大学研究者による共同研究なども発表されており、本学会の目指す「薬・薬・学の連携」が実践されているといえる。

## 今後の課題

2011年6月に新たに選出された加賀谷肇代表

理事のもと、今後の活動指針として次の4つの柱が示された。①チーム医療の推進および在宅医療に貢献できる薬剤師の養成、②緩和薬物療法専門薬剤師制度の構築、③緩和医療における基礎および臨床研究の推進、④緩和関連学会との連携による社会貢献、である。

薬学教育6年制の実施に伴い、教育制度は臨床薬学中心に変わり、薬剤師の専門性が求められるようになってきている。緩和医療において薬剤師が欠くことのできない存在になるためには、緩和医療学会などの関連学会と足並みを揃え、本学会が中心となり緩和薬物療法に貢献できる知識・技能・態度を習得した専門性の高い薬剤師を養成し、緩和医療に対する実績を積み重ねていく必要があると考える。さらに、本学会において緩和薬物療法の知識・技能・態度を科学し、より良い緩和薬物療法を展開することも必要である。